

意味するものを考え、蘇州普濟堂等の實際の變遷をおうことによつて「善舉」の徭役化がいかなる結果をもたらすのか考え、前近代中國の國家と「福祉」あるいは公共事業とのかわりについて考えてみたい。

唐代京兆府の戸口動態

——敦博地誌殘卷を手掛りとして——

愛宕 元

近年、その具體的内容が明らかにされた敦煌所出の天寶初年書寫と目せられる「地誌殘卷」は、隴右・關内・河東・淮南・嶺南五道の一三八府州、六一四縣が記され、各縣ごとに管下の郷數が擧げられている。百戸を一里、五里(五百戸)を一郷とする唐代郷里制は、後半期における逃亡戸の激増などで九世紀になると大幅に戸數を縮少して再編される。京兆府に關しては、『長安志』、『太平寰宇記』等に唐代の畿内各縣郷數を記すが、いずれも縮少再編後のものである。それに對して、この「地誌殘卷」に記す郷數は、その書寫時期が天寶初年であることから、唐代戸口統計上のピーク時のものと見なすことができる。京兆府管下二十三縣の郷數について、この「地誌殘卷」所掲郷數と『長安志』・『太平寰宇記』所載のそれとを比較してみると、全國一般的な減少傾向が明らかに認められるとともに、例外的に郷數が増加している二、三の縣が存在する。その因として、特定縣への帝陵の集中とその護持のためのすぐれて政治的配

慮に基づく郷の移管という事實、また行在所として特異な發展を示す縣城都市の存在などが考えられる。このことは、京兆府管下縣の特殊な立地を反映する一方で、縣城ないし州城が都市として繁榮した場合の郊區鄉村域へのある種の波及効果とでも言うべき現象と見なすことができる。

また一縣だけは、郷數の異常に高い減少率を示すことが知れる。この地域の渠水について詳しく検討してみると、多數の碾磑による不法取水、上流地區の不法な渠水先取、さらには取水口たる斗門を獨占的に利用する大土地所有の形成など、農田水利上の大きな不利益が郷數減、すなわち戸口減の一因として浮び上ってくる。唐代後半期における京兆府管下縣の郷數増減から、この時期の鄉村社會の一端を考えてみたい。

秦檜權力の構成と限界

寺 地 邊

宋金和議關係の確立した紹興十二年から二十五年冬(秦檜の死)までの十四年間は秦檜專制期として規定できる。秦檜はこの間、諸政治勢力との連合・融和を拒否し、獨裁權力の道をひたすら歩んだ。秦檜專制權力とは最終的には次の四本の支柱より構成されていた。①在京官僚群においては臺諫および侍從——六部尚書・侍郎層、②皇帝周邊層——皇后・宦官・侍醫、③行在・江南諸都市の特

權の大商人、④秦氏・妻王氏系の親縁者層。このいわば秦檜集團は段階を追って形成されたものであった。まず紹興十四年に臺諫（監察官）、侍從（實務官僚の最高位者）を掌握し、宰執制を有名無實化した。次に十八年から二十二年にかけて皇帝周邊の最有力者王繼先、皇后吳氏と姻戚關係を結び、皇帝を權力の源泉として出發した。秦檜が皇帝をも規制するに至った。また皇帝周邊の掌握によって特權的大商人との結びつきも自ずと生じた。最後に二十年ごろから親縁者を兩浙路・江南東路の監司および樞要地の知州・通判に任命することによって財貨の嚴しい私的收奪を行った。しかし秦檜專制末期の内外官の大量の缺員現象、とりわけ全知縣・縣令の四割に近い缺官状態は秦檜專制の限界を暴露していた。密告制と恐怖政治、額外收奪——羨餘の強制を忌避しての有資格者の就任拒否は秦檜權力の孤立を意味していた。また上意下達、下情上達關係の切斷は全郷村の、法と官僚制を通しての南宋朝への結果を妨げることになった。

ヌルハチ（清・太祖）の徙民政策について

松 浦 茂

ヌルハチが遼東侵入以前に實施した諸政策のうちで、徙民政策が注目される。すなわち、東北部統一の過程でヌルハチが周縁地域の住民を大量にマンジュ（後金）國內に移住させた事實である。たとえば、彼は舊海西女直のハダ、ホイフア、ウラ、イェヘ四國としば

しば衝突したが、これら四國を滅亡させると、その遺民をことごとくマンジュ國內に徙した。また、ヌルハチは舊野人女直のワルカ、ウエジ、フルハ、グワルチャなどのあいだにも勢力を伸ばし、彼らをつぎつぎと領域内に移住させている。こうしてマンジュ國內に徙された人びとは「新人」、「新グワルチャ」などとよばれて從來の人びと（舊人）とは區別され、移住後しばらくの期間はアルバン（徭役その他を含む）を免除された。

徙民政策の結果、マンジュ國の人口は都城の近傍に集中した。ヌルハチと族長などは都城（舊老城からサルフ城にいたるまでの四都城）内に集住し、これに對して一般の人民は都城周邊の村落に居住させられて、彼らの支配を受けることになった。徙民政策はウラやイェヘも行なっており、こうした統治方法は女直に共通のものであったらしい。

やがて、ヌルハチは八旗制度を創設して人民をニルに組織する。ニルの組織は徙民政策を通して形成されたものであり、その過半數は徙民政策で移住した人びとが主體に構成されている。

雜誌『シュエラー』（一九〇八—一九一八）について

——ロシア・ムスリム近代史に關する一史料——

小 松 久 男

雜誌『*Shueer*』は、一九〇八年オレンブルクで創刊されたタター